

令和8年4月1日スタート！ 土地・建物の所有者の 住所・氏名・名称の変更登記*が義務化 されました！（個人も法人も対象です）

*不動産の所有者の住所・名前・名称に変更があった時に**登記の書き換え**をすること

住所や氏名・名称の変更登記の義務化のポイント

- ・住所や氏名・名称の変更日から**2年以内に登記**を！
*正当な理由なく義務に違反した場合、**5万円以下の過料**が科される場合があります



- ・義務化前（令和8年4月1日以前）の変更も対象です
*義務化前に住所や氏名・名称に変更があった場合は、**令和10年3月末までに登記**する必要があります



知っ得！
×モ

スマート変更登記を利用すれば、らくらく安心！

スマート変更登記を利用すると、法務局が住基ネットに照会。住所や氏名・名称の変更時に、**変更登記をして良いか**所有者に確認した上で、**変更登記を行って**もらえます。



法務局が変更
登記してくれる！

スマート変更登記を利用するには・・・

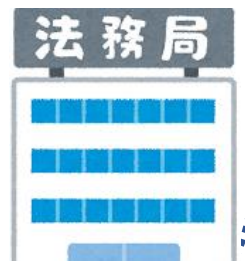
「**検索用情報の申出**」をすれば、スマート変更登記が利用できます。

申出方法 1) **Webブラウザ上で申出**する

→「**かんたん登記申請**」のページから、情報を入力して申出

申出方法 2) **書面で申出書を作成、不動産を管轄する法務局に提出**

→申出書様式は、法務局HPの「**スマート変更登記のご利用方法**」よりダウンロード



*電話又は対面での手続き案内をご希望の方は、

不動産を管轄する法務局までお問合せください。

*専門家（司法書士・弁護士）に相談することもできます（有料）。